

報告 (1)

書面協議の結果について

1 令和2年7月17日付け書面協議（令和2年7月28日付け合意）

(1) 協議事項

- ① 新発田市地域内フィーダー系統確保維持計画（令和3年度～5年度）（案）
- ② 令和2年度 新発田市生活交通改善事業計画（案）
- ③ 新発田市地域内フィーダー系統確保維持計画（令和2年度～4年度）の一部変更

(2) 内容

- ① 国の地域公共交通に係る支援制度（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の活用にあたっては協議会の議論を経て策定する地域内フィーダー系統確保維持計画が必要となっていることから、令和3年度補助金の交付を受けるために必要となる「新発田市地域内フィーダー系統確保維持計画（令和3年度～5年度）」について協議を行った。
- ② 国の地域公共交通に係る支援制度（バリアフリー化設備等整備事業）の活用にあたっては協議会の議論を経て策定する生活交通改善事業計画が必要となっていることから、令和2年度補助金の交付を受けるために必要となる「令和2年度 新発田市生活交通改善事業計画」について協議を行った。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の関係で市内小中学校・高校の夏季休業期間が短縮されることを受け、児童・生徒の通学時の移動手段を確保する観点から川東コミュニティバスの運行内容の一部を変更することとし、「新発田市地域内フィーダー系統確保維持計画（令和2年度～4年度）」の一部変更について協議を行った。

(3) 結果

- ① 全ての委員が承認（意見等あり：0件）
- ② 全ての委員が承認（意見等あり：0件）
- ③ 全ての委員が承認（意見等あり：1件）

(4) 意見等の内容と対応状況等

該当部分	意見等（要旨）	計画への修正等
協議事項③ 新発田市地域内フィーダー系統確保維持計画（令和2年度～4年度）の一部変更について （計画書本文「17. 協議会の開催状況と主な議論」）	令和元年6月27日以降の協議会開催状況を反映ください。	意見どおり以下の開催日の主な議論を追加。 ・令和元年8月23日 ・令和元年12月20日

(5) その他

地域内フィーダー系統確保維持計画に係る軽微な変更の取扱いについて

この度策定した新発田市地域内フィーダー系統確保維持計画(令和3年度～令和5年度)について、今後、「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」に規定されている「軽微な変更」が生じた際は、協議会の開催をしなくとも「協議会の議論を経たもの」として取り扱うこととしたい。

※「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」 2. (1) ④ イ. 抜粋

イ. 確保維持改善計画の変更と協議会の開催について

地域間幹線系統に係る確保維持改善計画又は地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画（以下「陸上交通確保維持改善計画」という。）の策定後に鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の変更への対応、沿線の集客施設の新設・廃止への対応等による運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、予め協議会において事前に包括的な合意を得られていることを前提に、次のいずれをも満たす軽微な変更に限り、変更の都度、協議会を開催しなくとも交付要綱第9条1項（第18条の規定により準用する場合を含む。）の協議会の議論を経たものとして取り扱う。

- ・各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- ・各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあつてはサービス提供時間）の10%以内の増減
- ・各補助対象事業者に係る内定額の総額の10%以内の増減

ただし、当該変更後の確保維持改善計画については、協議会構成員において情報共有されることが必要である。

2 令和2年7月31日付け書面協議（令和2年8月7日付け合意）

(1) 協議事項

令和2年度事業計画の変更及び補正予算（案）

(2) 内容

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じ、安心してバス等を利用いただける環境整備を後押しするとともに、運転手の感染を予防することで運行の維持・確保を図るため、令和2年度事業計画の変更及び補正予算について協議を行った。

(3) 結果

全ての委員が承認（意見等あり：0件）

(4) 意見等の内容と対応状況等

なし

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和元年6月27日
一部変更 令和2年7月28日

（名称）新発田市地域公共交通活性化協議会
（代表者名） 会長 下妻 勇

生活交通確保維持改善計画の名称
新発田市地域内フィーダー系統確保維持計画（令和2年度～4年度）
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>新発田市の公共交通は、市内と市外とを結ぶ幹線で広域的な役割を担う広域路線（羽越本線（鉄道）、白新線（鉄道）、木崎線（路線バス））を軸に、新発田駅を交通結節点として、市域内に広範にわたる鉄道、路線バス、コミュニティバス等により放射状に広がっており、これらの公共交通のうち、広域路線に通じる幹線路線（路線バス、新発田市コミュニティバス、川東コミュニティバス）と中心市街地路線（市街地循環バス（あやめバス））が広域路線の支線の役割を果たしている（新発田市地域公共交通網形成計画（以下、「計画」という。）P20、P73参照）。こうした新発田駅を交通結節点とした公共交通網の整備により、「新発田市都市計画マスタープラン」に示すように、中心市街地の各公共施設や商業施設、医療機関といった施設や観光資源への市内外からのアクセス性の確保や回遊性の向上を図り、新発田市街地中心部の「都市拠点」としての機能を高めている。</p> <p>当市における公共交通を取り巻く現状としては、少子高齢化の進行により、高校生の利用者数減少を大きな要因としてコミュニティバスの利用者数が減少している一方で、学校統廃合に伴う児童生徒の移動手段の確保と、高齢者による運転免許証の返納が増える中、高齢者をはじめとした交通弱者の日常生活における移動手段の確保が求められており、より一層、公共交通の必要性が高まっている。</p> <p>こうした中、広域路線の支線の役割を果たしている路線のうち、「あやめバス」は、市中心部内の居住地域・交通結節点と各拠点施設を結び、地域住民及び各地域・近隣市町からの利用者にとって重要な移動手段となっている。また、「川東コミュニティバス」は、川東地区と市中心部を結ぶ地域住民の日常生活を支える重要な路線であるとともに、川東小・中学校の通学手段としても欠かせない路線となっている。</p> <p>このことから、地域公共交通確保維持事業により、将来に渡ってあやめバスと川東コミュニティバスの安定した運行の確保・維持を図る必要がある。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
<p>[あやめバス]</p> <ul style="list-style-type: none">・年間利用者数を82,078人以上とする。 H30実績：78,277人 <p>（新発田市地域公共交通網形成計画「目標3 まちの変化に応じた公共交通」の「評価指標① あやめバスの年間利用者数」の平成35年度の目標値83,200人から現状値80,582人を差し引いた増加人数2,618人を計画期間7年で分割した値（374人）を年度毎の増加目標人数と仮定して算出された令和2年度の目標値）（H29:80,956人、H30:81,330人、H31:81,704人、R2:82,078人、R3:82,452人、R4:82,826人）</p> <p>[川東コミュニティバス]</p> <ul style="list-style-type: none">・1日当たり利用者数を260人以上とする。 H30実績：202人・1日当たり運賃収入を27,500円以上とする。 H30実績：18,197円 <p>（川東コミュニティバス検討部会での検討により設定された平成29年度以降の目標値）</p>

(2) 事業の効果

[あやめバス]

新発田市街地における各公共施設や商業施設、医療機関といった施設や観光資源へのアクセス性の確保と回遊性の向上を図る。

■効果を図る指標

- ①バス停ごとの利用率(他のバス等からの乗換え)／H30 現状値：新発田駅 13.3% (H30.4～H31.3 動態調査に基づく年間の平均値)
- ②利用者のうち障害者手帳を提示した人の乗車割合／H30 現状値：20.6% (H30.4～H31.3 利用状況に基づく数値)
- ③あやめバスの総収入に占めるコミュニティバス回数利用券の利用率／H30 現状値：31.2%

[川東コミュニティバス]

川東地区における自家用車を運転できない高齢者や障がい者、高校生等の交通弱者の日常生活の移動ニーズに応じた移動手段と川東小・中学校への通学手段を確保する。

■効果を図る指標

- ①川東コミュニティバスを利用して竹俣特別支援学校に通学している生徒(高等部)の利用者数及び利用率／H30 現状値：利用者数 26 人、利用率 54.1% (高等部全体生徒数 48 人)
- ②川東地区高校生における自主通学率 (H30.7 動態調査に基づく推計値)／H30 現状値：18.4% (学生数見込 73 人、日平均利用者数 13.4 人)
- ③川東小学校通学児童のスクールバス交付者数及び交付率／H30 現状値：132 人 (全校児童数 192 人)、交付率 68.8%
- ④川東コミュニティバスの利用者一人当たり運行経費／H30 現状値：889 円

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

[主にあやめバスを対象とした事業]

- ・市街地循環バス運行状況システム「バスどこ？」による位置情報発信の実施(新発田市、交通事業者)(計画 P87 事業 3-4 参照)
- ・市内公共施設におけるデジタルサイネージを活用したバスの運行情報の発信(新発田市)(計画 P87 事業 3-3 参照)
- ・運転免許証返納者への乗り方ガイドの配布(新発田市)(計画 P82 事業 1-9、P88 事業 3-5 参照)
- ・松浦地区デマンド乗合タクシーからあやめバスへの乗り方教室の開催(新発田市、交通事業者)(計画 P88 事業 3-6 参照)
- ・高校生、大学生のインターンシップを活用した利用促進チラシ等の作成(計画 P92 事業 4-8 参照)

[主に川東コミュニティバスを対象とした事業]

- ・運行内容(系統・便数)の見直しによる運行の効率化(新発田市、交通事業者、地域住民)(計画 P81 事業 1-7 参照)
- ・老人クラブ、包括支援センターとの連携による乗り方教室の開催(新発田市、交通事業者)(計画 P88 事業 3-6 参照)
- ・健康教室や地域イベントにおける利用促進(新発田市、交通事業者、関係機関)(計画 P92 事業 4-6 参照)
- ・高校生への利用促進パンフレットの配布や校内掲示板を活用した利用促進(新発田市、関係機関)(計画 P92 事業 4-8 参照)

[共通する事業]

- ・利用者に分かりやすいバス停案内表示の作成・見直し、経路探索サイトへの掲載(新発田市、交通事業者)(計画 P88 事業 3-5 参照)
- ・各種イベントにおける利用促進、意識啓発(新発田市、交通事業者、関係機関)(計画

P92 事業 4-6 参照)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱における「表 1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
新発田市地域公共交通活性化協議会から運行事業者への委託料については、運賃収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
新潟交通観光バス株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱における「表 5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【 車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ 】	
該当なし	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ 】	
該当なし	
17. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 5 月 27 日 ・平成 24 年 2 月 14 日 ・平成 24 年 5 月 31 日 ・平成 25 年 5 月 31 日 ・平成 25 年 11 月 7 日 ・平成 26 年 2 月 18 日 ・平成 26 年 6 月 24 日 ・平成 27 年 2 月 17 日 ・平成 27 年 6 月 5 日 ・平成 28 年 2 月 17 日 ・平成 28 年 4 月 13 日 付け書面協議 ・平成 28 年 4 月 22 日 付け書面協議 ・平成 28 年 5 月 26 日 ・平成 28 年 10 月 6 日 付け書面協議 ・平成 29 年 3 月 22 日 ・平成 29 年 6 月 23 日 ・平成 29 年 8 月 23 日 付け書面協議 ・平成 29 年 10 月 19 日 付け書面協議 ・平成 30 年 6 月 19 日 付け書面協議 ・平成 30 年 12 月 20 日 付け書面協議 ・平成 31 年 3 月 25 日 	<p>事業内容、費用負担、計画全般について協議し、合意を得た。</p> <p>市街地循環バスの本格運行及び運行事業者について協議し、合意を得た。</p> <p>事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。</p> <p>事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。</p> <p>あやめバス、川東地区の見直しについて協議し、合意を得た。</p> <p>地域内フィーダー系統確保維持計画の変更、地域協働推進事業計画について協議し、合意を得た。</p> <p>事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。</p> <p>地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。</p> <p>事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得られた。</p> <p>地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。</p> <p>都市計画道路「島潟荒町線」供用開始に伴う運行区間の変更について協議し、合意を得た。</p> <p>地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。</p> <p>事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画、要綱に定める軽微な変更の取り扱いについて協議し、合意を得た。</p> <p>地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。</p> <p>地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議、合意を得た。</p> <p>新発田市地域公共交通網形成計画の策定による地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。</p> <p>地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。</p> <p>地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。</p> <p>地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。</p> <p>地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年 6 月 27 日 ・ <u>令和元年 8 月 23 日</u> ・ <u>令和元年 12 月 20 日</u> ・ 令和 2 年 7 月 28 日 	<p>事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画、要綱に定める軽微な変更の取り扱いについて協議し、合意を得た。</p> <p><u>地域公共交通網形成計画の進捗状況について協議し、合意を得た。</u></p> <p><u>地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。</u></p> <p>書面協議にて、川東コミュニティバス運行内容の一部変更に係る協議について合意を得られた。</p>
---	---

18. 利用者等の意見の反映状況

協議会の構成員には、地域公共交通の利用者として、地域住民で構成される新発田市自治会連合会、NPO 法人七葉、川東地区自治連合会、松浦地区公共交通協議会から委員が加わっており、協議会での議論を反映して計画を策定した。また、定期的にバスに乗車し、利用者への聴き取り調査を行うなど、利用者ニーズの把握を行っている。

川東コミュニティバスについては、地域住民で構成される川東地区自治連合会の川東地区コミュニティバス検討部会において、利用促進の取組や運行の見直し等について、定期的に検討を行っている。

19. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	新潟県新発田地域振興局企画振興部
関係市区町村	新発田市
交通事業者・交通施設管理者等	新潟交通観光バス(株)、(公社)新潟県バス協会、新発田市ハイヤー・タクシー協会、東日本旅客鉄道(株)新潟支社、北陸地方整備局新潟国道事務所、新潟県新発田地域振興局地域整備部、新発田市地域整備課、新発田警察署
地方運輸局	北陸信越運輸局、北陸信越運輸局新潟運輸支局
その他協議会が必要と認める者	連合新潟下越地域協議会、新発田商工会議所、NPO 法人七葉、新発田市自治会連合会、川東地区自治連合会、松浦地区公共交通協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県新発田市中心町 3-3-3

(所 属) 新発田市 市民まちづくり支援課

(氏 名) 田中 俊介

(電 話) 0254-28-9644 (課直通)

(e-mail) kotsu@city.shibata.lg.jp